

第3期群馬県国民健康保険運営方針 一部改定（案）の概要

健康福祉部国保医療課

1 改定の趣旨

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和8年度から保険者が子ども・子育て支援納付金を徴収することとされたことを踏まえ、所要の見直しを行うもの
- ・子ども・子育て支援納付金については、金額規模が他の納付金と比較して小さいこと、また、本県においては、令和15年度の国保税の完全統一に向けて円滑な移行につなげるため、制度が始まる令和8年度から、子ども・子育て支援分に係る保険税水準の先行統一を進める

第3期群馬県国民健康保険運営方針について

<策定目的>

県と市町村が一体となって国民健康保険制度を運営し、財政の安定化と事業の広域化及び効率化を推進するための運営に関する統一的な方針として策定しているもの

<対象期間>

令和6年度から令和11年度までの6年間

- ・中間見直し：3年が経過する時点（令和9年3月）で必要な見直しを行う
- ・随時見直し：策定時点と状況等が変化した場合には、必要に応じて随時見直しを行う

<位置づけ>

- ・国民健康保険法第82条の2に基づく都道府県国民健康保険運営方針
- ・医療分野の個別実施計画

2 主な改定内容

構 成	内 容
第1章 基本的事項	第3節 策定年月日 【追加】随時見直しに係る記載を追加
第2章 国民健康保険の医療に要する費用 及び財政の見通し	—
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法 並びに保険税水準の統一	第3節 納付金の算定方法 【追加】子ども・子育て支援分に係る記載を追加 第5節 標準保険料率の算定方法 【追加】子ども・子育て支援分に係る記載を追加 【新規】統一税率に係る記載項目を追加
第4章 保険税の徴収の適正な実施	—
第5章 保険給付の適正な実施	—

第 6 章 医療費の適正化の取組	—
第 7 章 市町村事務の広域的及び効率的な 運営の推進	—
第 8 章 保健医療サービス・福祉サービス等 に関する施策との連携	—
第 9 章 その他	—

3 これまでの主な経過、今後の予定

- ・ 令和 6 年 7 月～令和 7 年 1 1 月 市町村との調整
- ・ 令和 7 年 1 1 月 群馬県国民健康保険運営協議会へ諮問
- ・ 1 2 月～令和 8 年 1 月 パブリックコメントの実施
- ・ 令和 8 年 2 月 群馬県国民健康保険運営協議会から答申
- ・ 3 月 改定、公表

4 子ども・子育て支援金制度について（参考）

- ・ 国が令和 8 年度から段階的に導入する少子化対策のための新たな制度
- ・ 児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの施策に充てるため、医療保険料とあわせて全世代から支援金を拠出する仕組み